

職員の交通事故に関する件

<p>通報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年10月28日に、センターにおいて、A職員が起こした交通事故（以下「本件事故」という。）について、センター長が、原状復帰及び賠償も求めなかったため、現在において車止めが破損したままの状態である。</li> <li>・交通事故に関する事実報告書について、加害者の自書が求められているにもかかわらず、センター長が本人の代わりに書き、本人の自書と偽って提出した。</li> </ul>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 A職員の交通事故による被害状況等について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所属調査により確認された事実関係及び当事者の説明は、以下のとおりである。                 <p>まず、A職員が事故により破損したセンター駐車場の車止めは自立式のもので、2本の車止めの間にチェーンをかけることで一般車両のセンター内への進入を防ぐ機能をしている。2本の車止めのうちA職員が自家用車で西側の1本にぶつかったことにより、車止めに少し傾きが見られる状態であるが、ぐらつき等はなく、しっかり自立しており機能に問題はないことから、センター長は修復の必要性はないと判断し、センター内の係長と認識を共有したとしている。</p> </li> <li>(2) 次に、今回の事案と同程度の破損の場合、施設内の事故対応としては標準的な対応であり、本市職員以外の者が、本件と同様の状態を引き起こした場合でも、修復は必要なしと判断するとしている。また、もう1本の車止めについても、本件事故による被害でないが、わずかに傾きが見られる状態である。こちらについても車止めの機能に問題はないため修復の予定はないとのことである。</li> <li>(3) 本件事故においては、通報者が破損したとする車止めについて、その機能に問題ない程度の損傷であったことから、修復を行わないことにしたとのことである。この点、もう1本の車止めも、同じような状態であるものの、修理を行う予定はないとしていること、さらには、本市職員以外の者が同様の損害を与えたとしても、本件事故と同様に修復不要とするとしているから、通報者が指摘するA職員への配慮によって、本件事故に対する対応が決定されたとは認めがたい。</li> </ol> </li> <li>2 交通事故報告書について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通報者は、「交通事故に関する事実報告書の提出について（依頼）」（総コ第337号令和3年2月22日付依頼、以下「コンプラ課依頼」という。）に基づき、A職員が自書すべき「交通事故に関する事実報告書」（以下「報告書」という。）について、センター長が代筆して作成した文書をA職員の自筆の文書と偽って提出したと指摘している。</li> <li>(2) この点、所属から提出されたコンプラ課依頼文によると、「報告書の記入を対象者に依頼する際に、必ず自書するよう伝えてください。」とされていること、また、報告書の提出期限が令和3年3月12日とされていたことが確認できる。</li> <li>(3) 所属報告書によると、A職員は、コンプラ課依頼が発出された翌日である同年2月23日から同年3月1日まで年次休暇を取得していたことから、翌2日にセンター長が書面によって報告書の提出を指示し、さらに翌3日には直属のB係長からも報告書を提出するよう指示したものの、A職員はいずれの指示も拒否したうえで、同日には、翌4日から退職する同月31日まで休暇を取得する旨を申し出たとのことである。そのため、センター長は所属総務課を通じて、総務局コンプライアンス推進課に事前に連絡したうえで、センター長が分かる範囲で報告書の代替となる書類を作成して提出したとしている。</li> <li>(4) A職員がコンプラ課の依頼発出から退職までの間、出勤した日が極めて少なく、そのため、センター長及び係長が書面によって行った指示について、A職員はこの指示を拒否したとする点、横浜市職員服務規程第12条「職員は、職務の執行に当たり、法令等若しくは上司の職務上の命令に違反し、又は職務の執行の公正さを損なうおそれがある要求に応じてはならない。」の規定に明らかに反する行為であり、A職員の行為は問題であったと言わざるを得ない。</li> <li>(5) このような状況において、センター長は、そもそも報告書ではなく代替である文書を提出していることに加えて、その提出にあたっては、関係部署と事前に調整を行ったうえで対応を進めているから、センター長がA職員の自書と偽って報告書を提出したとする通報者の主張は認められない。</li> </ol> </li> <li>3 まとめ</li> </ol>

	<p>上記のとおり、本件事故への対応については、被害状況に基づき判断されていると認められる。また、コンプラ課依頼に関する対応についても、A職員の行動が原因であったことに加えて、事前調整も適切に行っていたと認められる。</p> <p>局としても、本件事故への対応について問題なかったとしている一方で、A職員が報告書の提出を拒否した点については、必要書類の提出や手続きの流れ等をしっかりと説明することにより、再発防止に取り組むとしていることから、その取組をしっかりと進めていくことを求め、本委員会としての対応を終了する。</p>
本市の対応	<p>A職員が報告書の提出を拒否した点については、今後所属内において、必要書類の提出や手続きの流れ等をしっかりと説明することにより、再発防止に取り組む。</p>